

登園許可書

園児名

月 日より登園を許可します

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※診断名に○をお願いします。

病名	登園のめやす	病名	登園のめやす
インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後72時間経過するまで	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまたは、5日間の有効な抗生剤治療が終了まで	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと判断してから
麻疹(はしか)	解熱した後72時間経過するまで	溶連菌感染症	解熱し抗菌薬内服後24～48時間以上経過していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現し5日を経過し、全身状態がいいこと	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治っていること
風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで	ウィルス性肝炎	肝機能が正常であること
水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化するまで	胃腸炎 ノロウィルス お腹の風邪 ロタウィルス 急性胃腸炎を アデノウィルス等 含む	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失して48時間経過するまで	細気管支炎 (RSウィルス感染症等)	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
結核	感染の恐れがなくなつたと認められるまで	アデノウィルス感染症	医師が感染の恐れがないと判断してから
腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	医師が感染の恐れがないと判断してから	その他	

担当医様

「登園許可書」の意義は、集団保育での伝染病の広がりを防ぐ目的だけでなく、病気になった園児が健康を十分取り戻すためにも必要な「取り決め」であることをご理解ください。

また、乳幼児ではかかりやすい病気の種類や頻度も児童とは違うため、さらなるご配慮をお願いいたします。

尚、各医療機関で独自に作成した許可書を使用してもかまいません。

新宿せいが子ども園
平成29年度4月改訂